

様式第 14 （第38条関係）（平22経産令24・全改、平22経産令60・令元経産令17・一部改正）
（表面）

		第	号
消費生活用製品安全法第41条第1項から第3項までの規定による			
		立 入 検 査 証	
写 押 出 スタンプ 真	所属及び氏名		
	年 月 日生		
	年 月 日交付		
独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 印			

(裏面)

消費生活用製品安全法抜粋

(立入検査)

- 第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 (略)
- 5 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。
- 6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第3項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。
- 7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第3項の規定による立入検査を行わせるものとする。
- 8～10 (略)
- 11 第5項又は第7項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 一～七 (略)
- 八 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。